

那覇市公報

第 1 7 0 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 那覇広域都市計画道路の変更について（都市計画課）…………… 917
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 918
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 919
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 920
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 921
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の休止について（保護管理課）…………… 922

◇ 公 告 ◇

- 平成 28 年度那覇市人事行政の運営等の状況公告の訂正について（人事課）…………… 923
- 制限付一般競争入札の実施について（建築指導課）…………… 924

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 927

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1691 号の正誤.....	928
○那覇市公報第 1696 号の正誤.....	928

告 示

那覇市告示第 185 号

平成 29 年 8 月 28 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

1 都市計画の種類

○那覇広域都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

○那覇広域都市計画道路 (3・5・20 号 一銀線)

変更する部分 那覇市久茂地 3 丁目及び牧志 1 丁目の一部

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課 (那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所 9 階)

那覇市告示第 201 号

平成 29 年 9 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
うらら薬局	株式会社 沖縄アイティ	平成 29 年 7 月 1 日
那覇市長田二丁目 25 番 10 号 102		

那覇市告示第 202 号

平成 29 年 9 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名	称	開	設	者	廃止年月日	
所						在
仲松胃腸科外科		仲松			栄	平成 29 年 7 月 18 日
那覇市久茂地二丁目 13 番 3 号						

那覇市告示第 203 号

平成 29 年 9 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
ケアプランセンター琉球の街		平成29年6月1日
所在地	那覇市字国場 872 番地 4 グリーンパル (那覇市三原三丁目 18 番 47 号 コーポ三原 101)	
介護センターすみか		平成29年1月28日
所在地	那覇市首里金城町 2 丁目 84 番地 3 1 階 (那覇市首里石嶺町 1 丁目 123 番地 2)	

那覇市告示第 204 号

平成 29 年 9 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
仲松胃腸科外科 (訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、 短期入所療養介護、介護療養型医療施設)	平成 29 年 7 月 18 日
那覇市久茂地二丁目 13 番 3 号	

那覇市告示第 205 号

平成 29 年 9 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	休 止 年 月 日
	施 術 所 所 在 地	
新里 梨紗		平成 29 年 7 月 19 日

公 告

那覇市公告第 284 号

平成 29 年 9 月 4 日

掲 示 済

平成 28 年度那覇市人事行政の運営等の状況公告の訂正について

平成 29 年 8 月 8 日付け那覇市公告第 233 号にて公告した平成 28 年度那覇市人事行政の運営等の状況について、下記のとおり訂正があるので公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

3 職員の給与の状況

(4) 職員手当の状況（退職手当を除く。）

キ 賞与（期末手当と勤勉手当）

【誤】

支給期	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1. 225 月分	<u>0. 75 月分</u>	<u>1. 975 月分</u>
12 月期	1. 375 月分	<u>0. 85 月分</u>	<u>2. 225 月分</u>
計	2. 6 月分	<u>1. 6 月分</u>	<u>4. 2 月分</u>
職務級などにより加算措置があります。			

【正】

支給期	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1. 225 月分	<u>0. 8 月分</u>	<u>2. 025 月分</u>
12 月期	1. 375 月分	<u>0. 9 月分</u>	<u>2. 275 月分</u>
計	2. 6 月分	<u>1. 7 月分</u>	<u>4. 3 月分</u>
職務級などにより加算措置があります。			

(5) 退職手当の状況

イ 退職手当支給者の年度別支給状況

【誤】

区分 期間	退職手当支給者数(人)		平均支給額(千円)		平均勤続年数(年)	
	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年
平成26年度	13	43	4,697	23,648	12.7	34.7
平成27年度	18	50	4,007	22,942	11.4	35.2
平成28年度	<u>16</u>	63	<u>8,357</u>	23,585	<u>15.7</u>	35.6

【正】

区分 期間	退職手当支給者数(人)		平均支給額(千円)		平均勤続年数(年)	
	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年
平成26年度	13	43	4,697	23,648	12.7	34.7
平成27年度	18	50	4,007	22,942	11.4	35.2
平成28年度	<u>13</u>	63	<u>8,718</u>	23,585	<u>18.4</u>	35.6

那覇市公告第 303 号

平成 29 年 9 月 15 日

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名：平成 29 年度那覇市アスベストデータベース更新業務委託
- (2) 履行場所：那覇市全域
- (3) 業務概要：本業務は、建築物のアスベスト対策を公平かつ着実に推進するためのアスベストデータベース作成業務のうち、那覇市に存する建築物の現状を把握するため、既存の那覇市アスベスト調査台帳と最新の建築物確認台帳情報を照合することにより、那覇市アスベスト調査台帳の更新を図るものである。

- (4) 履行期間：契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日まで
- (5) 予定価格：5,216,000 円(消費税抜き)
- (6) 最低制限価格：予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表する。
- (7) 本委託は、紙による入札手続きを行う。
- (8) 本委託は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告日から落札者決定日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) プライバシーマークの認定又は ISO27001 認証を有している者であること。
- (8) 那覇市内に事業所（契約可能な本店又は支店等）が有る法人であること。
- (9) 本委託業務に際し、この公示及び仕様書に合致した業務を確実に履行できる者で、過去 5 ヶ年の間に国（公社、公団を含む）又は地方公共団体と地図情報システム（GIS）を用いた情報処理に関する業務の契約を 1 回以上締結し、これらを全て誠実に履行したものであること。
- (10) 那覇市委託業務競争入札参加資格者名簿又は物品購入等入札参加資格者名簿のいずれかに登録されていること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「資格確認申請書」という。）を持参により提出しなければならない。

なお、期限までに資格確認申請書（第 1 号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。

- (1) 提出期限：平成 29 年 9 月 28 日(木)午後 5 時まで
- (2) 提出場所：沖縄県那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所本庁舎 9 階 建築指導課

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 入 札 日：平成 29 年 10 月 3 日(火)午前 11 時 00 分
- (2) 入札場所：沖縄県那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所本庁舎 9 階 901 会議室
- (3) 開札日時：入札終了後、即時おこなう。
- (4) その他事項については入札説明書による。

5 入札の無効に関する事項

本公告に示した参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした入札又は入札説明書の入札の無効に関する事項に該当する入札は無効とする。

6 資格確認資料の提出と入札参加資格の確認について（落札候補者のみ提出）

(1) 落札候補者の資格確認

予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

ア 資格確認資料提出の連絡：開札後、平成 29 年 10 月 6 日(金)午後 5 時（予定）までに対象業者あてに連絡する。

イ 提出期限：指定された期限までに提出すること。

ウ 提出先：那覇市建築指導課まで持参すること。

(2) 入札参加資格の確認結果通知（落札者決定通知）

平成 29 年 10 月 13 日(金)（予定）までに通知する。

(3) その他事項については入札説明書による。

7 契約締結時期

落札者の決定後、7 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

8 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

(1) 入札保証金：契約規則第 8 条により免除することができる。

(2) 契約保証金：契約規則第 30 条第 1 項第 9 号により免除する。

(3) 前 金 払：適用しない。

(4) 部 分 払：適用しない。

9 本案件に関する質問・回答

(1) 提出期間：公告日から平成 29 年 9 月 22 日(金)午後 5 時まで

(2) 提出方法：質問書（第 2 号様式）を FAX で提出すること。（質問がなければ提出不要）

(3) 提出先：那覇市建築指導課 担当 崎山 宛 FAX:098-951-3245

(4) 回答日：平成 29 年 9 月 28 日(木)

(5) 回答方法：下記的那覇市建築指導課ホームページに掲載する。

10 その他

(1) 入札参加者は、契約書(案)及び仕様書、入札説明書等を熟読しこれを遵守すること。

(2) 契約書(案)、仕様書、入札説明書、様式等については下記的那覇市建築指導課ホームページに掲載する。

※那覇市建築指導課ホームページアドレス

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/sidou/>

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 22 号

平 成 2 9 年 9 月 1 日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

- | | |
|---------------------------|----------|
| 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 5,195 人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 86,581 人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 | 43,291 人 |

正 誤

○那覇市公報第1691号の正誤

2017（平成29）年 5 月 1 日付け那覇市公報第1691号に登載された那覇市消防局訓令第 4 号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
334	上から 4 行目	第 4 条—第 48 条	第 4 条—第 49 条
334	上から 5 行目	第 49 条—第 51 条	第 50 条—第 52 条
334	上から 6 行目	第 52 条—第 56 条	第 53 条—第 57 条
334	上から 7 行目	第 57 条—第 60 条	第 58 条—第 61 条
334	上から 8 行目	第 61 条—第 64 条	第 62 条—第 65 条
351	表中、上から16段目	良・・・ <u>実施</u> ている	良・・・ <u>実施</u> している
351	表中、上から17段目	否・・・ <u>していない</u> い	否・・・ <u>していない</u>
351	表中、上から18段目	否・・・ <u>していない</u> い	否・・・ <u>していない</u>
353	表中、上から16段目	良・・・ <u>実施</u> ている	良・・・ <u>実施</u> している
353	表中、上から17段目	否・・・ <u>していない</u> い	否・・・ <u>していない</u>
353	表中、上から18段目	否・・・ <u>していない</u> い	否・・・ <u>していない</u>

○那覇市公報第1696号の正誤

2017（平成29）年 7 月 18 日付け那覇市公報第1696号に登載された那覇市上下水道局規程第15号について、次のとおり訂正する。

1 ページ752

訂正箇所 下から 1 行目

[訂正前]

(週休日の振替)

[訂正後]

2 ページ753

記載箇所 1 行目から18行目まで

[訂正前]

2 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、職員に前項又は次条の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条又は次条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち管理者が定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(前条又は次条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として管理者が定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

第4条の3 管理者は、職員に前項又は次条の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条又は次条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち管理者が定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(前条又は次条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として管理者が定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

[訂正後]

2 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、職員に前項又は次条の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条又は次条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち管理者が定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(前条又は次条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として管理者が定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(週休日の振替)

第4条の3 管理者は、職員に前項又は次条の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条又は次条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち管理者が定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(前条又は次条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として管理者が定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

3 その他

頁	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
754	上から 2 行目及び 3 行目	公務の運営に支障が有る場合を除き、当該職員に当該請求に	公務の運営に支障が有る場合を除き、 <u>当該職員</u> に当該請求に
758	下から 6 行目	職員が、当該要介護者を介護	<u>職員が</u> 、当該要介護者を介護
759	上から 7 行目及び 8 行目	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限 <u>及び</u> 時間外勤務の制限の請求手続)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務 <u>及び</u> 時間外勤務の制限の請求手続)
761	下から 15 行目	介護休暇の請求について、	介護休暇の請求について、
764	表の 7 段目「期間」の欄	現住居の滅失又は破壊の日から 30 日の期間内において 1 日を単位として 7 日以内	現住居の滅失又は <u>破壊</u> の日から 30 日の期間内において <u>1 日</u> を単位として 7 日以内